

# 福島県教育委員会平成29年3月定例会会議抄録

1 開 催 日 時	平成29年3月21日（火）午前10時00分より
2 開 催 場 所	教育委員室（県庁西庁舎9階）
3 出 席 委 員	1 番 蜂須賀禮子委員、2 番 岩本光正委員、3 番 高橋金一委員、4 番 小野栄重委員、 5 番 浅川なおみ委員
4 議 事 内 容 及 び 経 過	
(1) 開 会	午前10時00分、教育長から3月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、岩本委員と高橋委員が、会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記 録 係 の 指 名	教育長から、高野主査が記録係に指名された。
(5) 政策監提出理由説明	<p>教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号及び同第2号については、「頑張る学校応援プラン」及び「平成29年度アクションプラン」について、新たに策定するもの。</p> <p>議案第3号から同第5号までについては、「県立高校改革室」の設置及び「福島県養護教育センター」の名称の変更など、組織改正等に伴う所要の改正を行うもの。</p> <p>議案第6号については、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。</p>

議案第7号及び同第8号については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「福島県個人情報保護条例」の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第9号については、福島県養護教育センターの名称変更に伴い、給与関係の教育委員会規則について、所要の改正を行うもの。

議案第10号については、技能労務職員について人事評価の結果を給与に反映させるため、所要の改正を行うもの。

議案第11号については、「平成28年度教育・文化関係表彰」について、勸奨退職者に係る追加の表彰を行うもの。

議案第12号及び同第13号については、福島県立博物館の館長を委嘱するもの及び同館運営協議会の委員を任命するもの。

議案第14号から同第16号までについては、福島県文化財保護審議会の委員を任命するもの及び「福島県指定重要文化財」の指定等を行うもの。

議案第17号については、平成30年度使用教科用図書選定審議会の委員を任命するもの。

議案第18号から同第20号までについては、教職員に係る平成29年4月1日付け人事異動の内容について決定するもの。

議案第21号及び同第22号については、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。

議案第23号及び同第24号については、「教職員の懲戒処分に関する基準」及び「その公表基準」に係る改正について、お諮りするもの。

<p>(6) 会議（一部）非公開</p>	<p>報告第1号については、平成30年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験の実施に係る主な改善点について、報告するもの。</p> <p>報告第2号については、教職員に対する訓告処分等の内容について、報告するもの。</p> <p>ここで教育長から、本日の審議事項のうち、議案第1号から同第8号までを除く議案等について、非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p>
<p>(7) 議案審議 議案第1号 議案第2号</p>	<p>「頑張る学校応援プラン」（議案第1号）及び「第6次福島県総合教育計画 平成29年度アクションプラン」（議案第2号）について、包括して教育総務課長より説明があり、以下の質疑応答の後に、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>岩本委員：「頑張る学校応援プラン」の中の「主要施策」に関して、「教職員の多忙化への対応」という項目があり、今回、新たに「部活動指導員」という制度もできるかと思われるが、これとの関係は、どのようになっているのか。</p> <p>まだ、詳しい内容等は、決まっていないかもしれないが、概要だけでも分かれば教えてほしい。</p> <p>教育総務課長：「頑張る学校応援プラン」の5ページ目にある「取組2」に関連する質問だが、この点については、現在、教育庁内にも「多忙化解消プロジェクト・チーム」を設置して、議論しているところである。</p>

このたびの法令改正により、各学校に「部活動指導員」を置くことができるようになるため、その議論の中でも、このような改正に、どのように対応していくのかについても、しっかりと検討していきたい。

蜂須賀委員：46ページ目に「丸新」というマークが入っている「ゴルフ・プロジェクト」というものが、「ふくしまゴルフ人材育成事業」としてあるのだが、どのような経緯から、このようなものが入ったのか。

教育総務課長：こちらの「ふくしまゴルフ・プロジェクト」についてだが、四角の県マークが入っているからといって、必ずしも県教育庁の事業とは限らず、その中には知事部局で実施している事業も含まれている。

もともと「双葉地区教育構想」の関連で、富岡高校を中心に、ゴルフの教科化を図ってきたところであるが、この事業は、さらに、これを発展させたものであるという経緯があり、震災からの復興を目指す本県においても、目玉となる事業である。

なお、現在、白河における「育成プログラム」を作成しているところであるが、そのような経緯において、これまでにつちかってきたノウハウや、優秀な指導者等も存在するため、これらについても積極的に活用していき、地域振興などにもつなげていきたい。

教 育 長：この「応援プラン」については、委員の皆さんや、現場の先生方からも、色々と御意見をいただき、また、色々と議論もして、みんなで作ったプランだと思うので、今までの「教育計画」に位置づける形で、今後しっかりと、取り組んでいきたい。

議案第 3 号  
議案第 4 号  
議案第 5 号

「福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則」（議案第 3 号）について教育総務課長より、また、「福島県養護教育センター組織規則の一部を改正する規則」（議案第 4 号）について、特別支援教育課長より、さらに、「福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則」（議案第 5 号）について教育総務課長より、続けて説明があり、以下の質疑応答の後に、全員に異議なく原案のとおり可決された。

高橋委員：「県立高校改革室」については、「高校教育課に附属させる」とのことであるが、「県立高校改革監」の方は、「上司の命を受け、改革に関する事務を処理する」となっており、こちらの方は「教育庁」に置くことになっていることから、この両者の関係が、良く分からない。

特に、「改革監」と「高校教育課長」の意見が食い違ったような場合には、どうなるのか。

組織図では、「改革監」が、ずっと上の方にきており、「改革室」は「高校教育課」の下の方に記載されていることから、実際には、県立高校の改革について、「高校教育課長」と「改革室」の二者で相談して、施策を決めていき、「改革監」は、ただ、それを事後的に承認するだけ、ということになるのか。

「改革監」と「改革室」それに「高校教育課」のこの三者の関係について教えてほしい。

政策監：まず、今回、新設しようとしている「県立高校改革監」については、先ほど説明したとおり、「次長相当職」となっていることから、格付けから言うと「高校教育課長」の上に位置する者になる。

「県立高校改革監」の所掌する事務については、新しい「組織規則」第15条第3項に記載されているとおり、特に「県立高等学校の改革」に関して施策の推進及び総合調整を行うこととされている。

そのため、基本的に「県立高校改革監」は、「高校教育課長」、さらには、新設される「県立高校改革室長」と連携協力して、県立高等学校の改革に関連する一連の事業を推進することになる。

組織の系統からすると、まず最初に「県立高校改革監」がいて、その下に「高校教育課長」がいて、さらにその下に、専任の「県立高校改革室長」がいる、という形となる。

このような系統の中で、お互いに連携協力して改革にあたることで、組織体制も強化されることになる。

教 育 長：組織的には、今の説明のとおりだが、少し分かりづらいかと思われる。

簡単に言うと、県立高校改革についてのメインは、あくまでも「県立高校改革監」と「県立高校改革室長」であり、「高校教育課長」は、その横から適宜アドバイスをする、というようなイメージかと思われる。

課内室であるため、あくまでも「課」の中にはあるのだが、権限については、かなり「課長」に近いものを持っている、ということになる。

議 案 第 6 号

「福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」（議案第6号）について、高校教育課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

<p>議案第 7 号 議案第 8 号</p>	<p>「福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則」（議案第 7 号）及び「福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則」（議案第 8 号）について、教育総務課長より包括して説明があった後に、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>(8) 前回会議録の承認</p>	<p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> <p>教育長が、平成 29 年 2 月臨時会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なく、一部修正の上でこれを承認することに決定された。</p>
<p>(9) 議案審議</p>	<p>「職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正する規則」（議案第 9 号）及び「技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則」（議案第 10 号）について、職員課長より包括して説明があり、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第 9 号 議案第 10 号</p>	<p>「平成 28 年度教育・文化関係表彰」（議案第 11 号）について、職員課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第 11 号</p>	<p>「福島県立博物館長の委嘱」（議案第 12 号）及び「福島県立博物館運営協議会委員の任命」（議案第 13 号）について、包括して社会教育課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第 12 号 議案第 13 号</p>	<p>「福島県立博物館長の委嘱」（議案第 12 号）及び「福島県立博物館運営協議会委員の任命」（議案第 13 号）について、包括して社会教育課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>



議案第14号	「福島県文化財保護審議会委員の任命」（議案第14号）、「福島県指定重要文化財の指定」（議案第15号）及び「福島県指定天然記念物の部分指定解除及び追加指定」（議案第16号）について、文化財課長より包括して説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第15号	
議案第16号	
議案第17号	「平成30年度使用教科用図書選定審議会委員の任命」（議案第17号）について、義務教育課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第18号	「平成29年度教育庁及び教育機関の職員の人事」（議案第18号）について職員課長より、「平成29年度市町村公立小・中・特別支援学校教職員の人事」（議案第19号）について義務教育課長より、「平成29年度県立学校教職員の人事」（議案第20号）について高校教育課長より続けて説明があり、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第19号	
議案第20号	
議案第21号	午前10時52分、教育長より、暫時休議とする旨が告げられ、休議に入る。  午前10時58分、教育長より、再開する旨が告げられ、委員会が再開される。  教職員に対する懲戒処分（議案第21号）について、高校教育課長より当該事案の内容につき説明があり、職員課長より交通速度超過事案に係る処分案について説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第22号	
	教職員に対する懲戒処分（議案第22号）について、特別支援教育課長より当該事案の内容につき説明があり、職員課長より交通速度超過事案に係る処分案について説明があった後に、全員に異議なく原案のとおり可決された。

議案第23号 議案第24号	「教職員の懲戒処分に関する基準」（議案第23号）及び「懲戒処分の公表基準」（議案第24号）について、職員課長より説明があり、全員に異議なく原案のとおり可決された。
(10) 報告事項 報告第1号 報告第2号	平成30年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験の実施に係る改善点（報告第1号）につき、義務教育課長より説明があり、全員に異議なく了承された。 教職員に対する訓告処分等（報告第2号）につき、職員課長より説明があり、全員に異議なく了承された。
(11) 次回の日程	次回の定例会について教育総務課長から、平成29年4月14日（金）午後1時30分より開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(12) 閉会	午前11時49分、教育長から閉会が告げられた。